

平成29年度第12回

野田市情報公開・個人情報保護審査会会議次第

日時 平成30年2月27日(火)
午前9時から

場所 市役所5階 511・512会議室

1 個人情報取扱事務について(公開)

報告事項

- ・のだまめ学校管理事務の事務開始届(介護保険課)
- ・野田市罹災証明書等交付に関する事務の事務開始届(防災安全課)
- ・避難所運営事務の事務開始届(防災安全課)
- ・水道使用者台帳の事務変更届(水道部業務課)
- ・水道料金等関連業務包括委託の事務変更届(水道部業務課)
- ・給水装置工事申込みの取扱事務の事務変更届(水道部工務課)
- ・管路台帳管理業務の事務変更届(水道部工務課)
- ・国民健康保険に係る被保険者資格の管理及び保険給付に関する事務の事務変更届(国保年金課)
- ・救急報告書事務の事務変更届(消防本部警防課)

2 諮問事項 個人情報保護制度の運用の見直しについて(公開)

パブリック・コメント手続の結果について

個人情報を取り扱う事務開始届出書

平成30年 1月 5日

(届出先)
野田市長

届出者 野田市長

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	のだまめ学校管理事務		
届出担当課等の名称	保健福祉部 介護保険課		
事務の目的	介護予防10年の計の中心事業として、介護予防への気付きや知識の向上を目指す「のだまめ学校」事業を実施するため。		
対象者の範囲	受講者		
個人情報 の 記 録 項 目	①基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他	
	②家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> その他	
	③思想・信条・宗教等	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報 <input type="checkbox"/> その他	
	思想・信条・宗教等に関する個人情報を収集している理由 (第7条第3項)		
	<input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令) <input type="checkbox"/> その他		
	④心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 身体的な特性・能力 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> その他	
	⑤社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> 評価・判定 <input checked="" type="checkbox"/> 団体活動歴 <input type="checkbox"/> 意見・要望等 <input type="checkbox"/> その他	
⑥経済状況	<input type="checkbox"/> 財産・収入・支出 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他		
⑦その他			
事務開始年月日	平成30年 1月11日		
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外(<input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他) 本人以外から収集している理由(第7条第2項) <input checked="" type="checkbox"/> 1号 (根拠法令 住民基本台帳法) <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号 <input type="checkbox"/> 7号 <input type="checkbox"/> その他		
個人情報の目的外利用・提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他) 目的外利用・提供をしている理由 (第9条第1項) <input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令) <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> その他		
電子計算機処理の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	電子計算機結合の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
		外部委託の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備考	個人情報の保存期間 1・3・5・10年 永年・常用 <u>その他</u> (学生登録の申込用紙及び出前講座依頼申請書にあっては5年、受講者管理簿にあっては受講者登録の抹消まで)		

のだまめ学校管理事務の内容

のだまめ学校は、保健センターでほぼ毎日行う本講座、申請があった場合に申請先へ出前する出前講座、スーパー等で比較的短い講座を実施する出前ミニ講座で構成される。また、各講座をサポートする「のだまめ学校ボランティア」を管理する。

のだまめ学校の事務の概要は次のとおり。

1 学生証の交付

本講座又は出前講座を初めて受講する方から申込用紙の提出を受け、のだまめ学校の受講者管理簿へ登録し、学生証を交付する。受講者は市民に限られるため、転出した受講者からの申出によるほか、定期的に住民基本台帳と照合することにより、受講者管理簿を管理する。

2 本講座

受講者は、学生証を提示し、講座を受講する。

3 出前講座

- (1) 希望する方から出前講座依頼申請書の提出を受け、依頼の内容に基づき、講座を実施する。
- (2) 受講者は、学生証を提示し、講座を受講する。

4 出前ミニ講座

出前ミニ講座は、スーパーその他の不特定の人が集まる場所において不定期に比較的短い講座（5分から10分程度）を実施する。本講座及び出前講座の周知を目的に実施するもので、受講者の個人情報収集しない。

5 のだまめ学校ボランティア

本講座を受講した方の中から、ボランティアを希望する方を登録する。ボランティアの管理や各講座におけるボランティアの配置等を行う。

個人情報を取り扱う事務開始届出書

平成30年 1月19日

(届出先)
野田市長

届出者 野田市長

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	野田市罹災証明書等交付に関する事務				
届出担当課等の名称	市民生活部 防災安全課				
事務の目的	災害により所有又は使用する家屋、工作物等に被害を受けた者からの申請に応じて、罹災証明書又は罹災届出証明書を交付するため。				
対象者の範囲	交付申請者				
個人情報 の 記 録 項 目	①基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他			
	②家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> その他			
	③思想・信条・宗教等	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報 <input type="checkbox"/> その他			
	思想・信条・宗教等に関する個人情報を収集している理由 (第7条第3項)	<input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令) <input type="checkbox"/> その他			
	④心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 身体的な特性・能力 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> その他			
	⑤社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> 評価・判定 <input type="checkbox"/> 団体活動歴 <input type="checkbox"/> 意見・要望等 <input type="checkbox"/> その他			
	⑥経済状況	<input type="checkbox"/> 財産・収入・支出 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他			
⑦その他	所有又は使用する家屋、工作物等の被害の状況				
事務開始年月日	平成30年 1月19日				
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 (<input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他) 本人以外から収集している理由 (第7条第2項) <input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令) <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号 <input type="checkbox"/> 7号 <input type="checkbox"/> その他				
個人情報の目的外利用・提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他) 目的外利用・提供をしている理由 (第9条第1項) <input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令) <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> その他				
電子計算機処理の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	電子計算機結合の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
備考	個人情報の保存期間 1・3・ <u>5</u> ・10年 永年・常用 その他 ()				

罹災証明書等交付に関する事務の内容

- 1 罹災証明書又は罹災届出証明書の交付を受けようとする者から申請書の提出を受ける。
- 2 申請書の内容を審査し、必要に応じて現地の調査を行い、罹災証明書等の交付を行う。

個人情報を取り扱う事務開始届出書

平成30年 2月13日

(届出先)
野田市長

届出者 野田市長

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	避難所運営事務		
届出担当課等の名称	市民生活部 防災安全課		
事務の目的	災害により自宅での生活が困難となった者に対する避難所を設置し、運営するもの。		
対象者の範囲	避難所を利用する避難者及び家族その他の関係者、ボランティア		
個人情報 の 記 録 項 目	①基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他	
	②家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input checked="" type="checkbox"/> 居住状況 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> その他	
	③思想・信条・宗教等	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報 (障がい)	
	思想・信条・宗教等に関する個人情報を収集している理由 (第7条第3項)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 1号 (根拠法令 災害対策基本法施行令) <input type="checkbox"/> その他		
	④心身の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input checked="" type="checkbox"/> 病歴 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 身体的な特性・能力 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (血液型)	
	⑤社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> 評価・判定 <input type="checkbox"/> 団体活動歴 <input type="checkbox"/> 意見・要望等 <input type="checkbox"/> その他	
⑥経済状況	<input type="checkbox"/> 財産・収入・支出 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他		
⑦その他	特技、ペットの情報、所属自治会、被災の状況		
事務開始年月日	平成30年 3月1日		
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 (<input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他) 本人以外から収集している理由 (第7条第2項) <input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令) <input checked="" type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input checked="" type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号 <input type="checkbox"/> 7号 <input type="checkbox"/> その他		
個人情報の目的外利用・提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他) 目的外利用・提供をしている理由 (第9条第1項) <input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令) <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> その他		
電子計算機処理の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	電子計算機結合の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
		外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
備考	個人情報の保存期間 1・3・ <u>5</u> ・10年 永年・常用 その他 ()		

避難所運営事務の内容

1 事務の流れ

- (1) 避難者から「避難者カード」の提出を受ける。
- (2) 食料・物資の効率的な安定供給や安否情報・支援情報の円滑な提供を行うため避難者名簿及び居住組別避難者名簿を作成する。
- (3) 必要に応じてボランティアの申込み及び受入れを行う。

2 個人情報の提供

安否確認の照会に対する情報の提供については、避難所への入所時に提供に同意するかを確認して行う。

個人情報を取り扱う事務 変更・~~廃止~~ 届出書

平成30年 2月13日

（届出先）
野田市長

届出者 野田市水道事業管理者

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	水道使用者台帳
届出担当課等の名称	水道部 業務課
変更・ 廃止 年月日	平成30年 4月 1日
変更・ 廃止 の理由	業務に不要と考えられる情報を整理し、「水道使用開始届」等の届出様式から「生年月日」の記載欄を削除することとしたため。
変更内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の名称を次のとおり変更する。 変更前：「水道使用者台帳」 変更後：「水道使用者台帳管理に関する事務」 ・事務の目的を次のとおり変更する。 変更前：「水道使用料金を賦課するために使用者を電算管理する」 変更後：「継続的な給水並びに料金の算定及び収納を行うため、水道使用者等に関する情報の管理を行う。」 ・対象者の範囲を次のとおり変更する。 変更前：「水道を使用している者（閉栓中の者も含む。）」 変更後：「水道の使用者、給水装置の所有者」 ・個人情報の記録項目①から「性別」及び「生年月日」の項目を削除する。
備考	「性別」については、平成16年8月1日に野田市水道事業給水条例施行規程を改正し、各様式から「性別」の記載欄を削除したものの、個人情報を取扱う事務の変更届が提出されていなかったため、あわせて届出するもの。

個人情報を取り扱う事務開始届出書

平成13年3月27日

(届出先) 野田市長

届出者 野田市水道事業管理者

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	水道使用者台帳管理に関する事務		
届出担当課等の名称	水道部 業務課		
事務の目的	継続的な給水並びに料金の算定及び収納を行うため、水道使用者等に関する情報の管理を行う。		
対象者の範囲	水道の利用者、給水装置の所有者		
個人情報 の 記 録 項 目	①基本的事項	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他	
	②家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> その他	
	③思想・信条・宗教等	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報 <input type="checkbox"/> その他	
	思想・信条・宗教等に関する個人情報を収集している理由 (第7条第3項)	<input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令) <input type="checkbox"/> その他	
	④心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 身体的な特性・能力 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> その他	
	⑤社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> 評価・判定 <input type="checkbox"/> 団体活動歴 <input type="checkbox"/> 意見・要望等 <input type="checkbox"/> その他	
	⑥経済状況	<input type="checkbox"/> 財産・収入・支出 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他	
⑦その他			
事務開始年月日	昭和54年 (月日不明)		
個人情報の 収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 (<input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他) 本人以外から収集している理由 (第7条第2項) <input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令) <input checked="" type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号 <input type="checkbox"/> 7号 <input type="checkbox"/> その他		
個人情報の 目的外利用・ 提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他) 目的外利用・提供をしている理由 (第9条第1項) <input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令) <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> その他		
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	電子計算機結合の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		外部委託の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備考	個人情報の保存期間 1・3・5・10年 <input type="checkbox"/> 永年・常用 その他 ()		

水道使用者台帳管理に関する事務の内容

- 1 給水装置の所有者又は給水を受けようとする者は水道使用開始届又は給水契約申込書を提出し、水道事業管理者は、給水を開始する。
- 2 水道使用者又は給水装置の所有者は、水道の使用をやめるとき、用途を変更するとき又は氏名若しくは住所に変更があったときは、水道事業管理者に届け出る。
- 3 水道事業管理者は、各種届出又は申込みによる情報を水道使用者台帳により管理する。
- 4 水道事業管理者は、必要がある場合には、水道使用者又は給水装置の所有者に対し、給水装置等の管理について適正な処置を指示する。
- 5 水道事業管理者は、使用量を検針して料金を算定し、水道使用者に通知し収納する。

個人情報を取り扱う事務 変更・~~廃止~~ 届出書

平成30年 2月13日

(届出先)
野田市長

届出者 野田市水道事業管理者

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	水道料金等関連業務包括委託
届出担当課等の名称	水道部 業務課
変更・ 廃止 年月日	平成30年 4月 1日
変更・ 廃止 の理由	業務に不要と考えられる情報を整理し、「水道使用開始届」等の届出様式から「生年月日」の記載欄を削除することとしたため。
変更内容	・個人情報の記録項目①から「生年月日」の項目を削除する。
備考	

個人情報を取り扱う事務開始届出書

平成18年4月20日

(届出先)
野田市長

届出者 野田市水道事業管理者

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	水道料金等関連業務包括委託		
届出担当課等の名称	水道部 業務課		
事務の目的	水道メーター検針・精算業務、未収水道料金等収納業務及び電子計算機のリースをそれぞれ別の業者と契約していることから、非効率な面があるため一者に統合し、さらに付随する業務を包括的に委託し、業務の効率化及び住民サービスの向上を図る。		
対象者の範囲	野田市水道事業給水対象者		
個人情報 の 記 録 項 目	①基本的事項	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他	
	②家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> その他	
	③思想・信条・宗教等	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報 <input type="checkbox"/> その他	
	思想・信条・宗教等に関する個人情報を収集している理由 (第7条第3項)	<input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令) <input type="checkbox"/> その他	
	④心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 身体的な特性・能力 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> その他	
	⑤社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> 評価・判定 <input type="checkbox"/> 団体活動歴 <input type="checkbox"/> 意見・要望等 <input type="checkbox"/> その他	
	⑥経済状況	<input type="checkbox"/> 財産・収入・支出 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他	
⑦その他	水道使用状況 料金収納状況 給水停止状況 給水装置情報 料金振替口座情報		
事務開始年月日	平成18年 5月 2日		
個人情報の 収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 (<input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他) 本人以外から収集している理由 (第7条第2項) <input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令) <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号 <input type="checkbox"/> 7号 <input type="checkbox"/> その他		
個人情報の 目的外利用・ 提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他) 目的外利用・提供をしている理由 (第9条第1項) <input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令) <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> その他		
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	電子計算機結合の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		外部委託の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備考	個人情報の保存期間 1・3・5・10年 永年・常用 その他 (給水対象期間)		

水道料金等関連業務包括委託の内容

水道契約の申込みに係る業務、使用水量を計量するための検針業務、水道使用に対する料金の調定収納業務、未収料金の徴収業務等の水道に関連する業務を行うにあたり、包括的に民間事業者一者に委託し実施をするもの。

平成19年1月より業務委託を開始し、また、受付、相談等総合窓口としてのお客様センターの運営も委託することで、効率的な業務運営と住民サービスの向上を図っている。

なお、業務全般について、野田市個人情報保護条例に基づき個人情報を適正に取り扱うこと、個人情報の保護に関する事項を遵守することを義務付けている。

包括委託により実施している業務の主な内容は以下のとおり。

- 1 野田市水道部お客様センターの運営
- 2 受付業務（窓口・電話・照会・相談・郵送等）
- 3 検針業務
- 4 開栓、閉栓業務
- 5 調定賦課業務
- 6 収納業務
- 7 未収金収納業務
- 8 給水停止業務
- 9 検定期間満了水道メーター交換管理業務
- 10 給水装置等管理業務
- 11 電子計算処理業務

第2号様式 (第3条第4項)

個人情報を取り扱う事務 ~~変更・廃止~~ 届出書

平成30年 2月13日

(届出先)
野田市長

届出者 野田市水道事業管理者

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	給水装置工事申込みの取扱事務
届出担当課等の名称	水道部 工務課
変更・廃止 年月日	平成30年 4月 1日
変更・廃止 理由	業務に不要と考えられる情報を整理し、「給水装置工事申込書」等の申請様式から「生年月日」「家族数」の記載欄を削除することとしたため。
変更内容	・個人情報の記録項目①から「生年月日」の項目を削除し、②から「家族状況」の項目を削除する。
備考	

個人情報を取り扱う事務開始届出書

平成22年8月6日

(届出先)
野田市長

届出者 野田市水道事業管理者

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	給水装置工事申込みの取扱事務				
届出担当課等の名称	水道部 工務課				
事務の目的	水道事業給水条例に基づき給水装置工事の許可事務のため承認の審査をする。				
対象者の範囲	給水装置工事申込者				
個人情報 の 記 録 項 目	①基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他			
	②家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> その他			
	③思想・信条・宗教等	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報 <input type="checkbox"/> その他			
	思想・信条・宗教等に関する個人情報を収集している理由 (第7条第3項)				
	<input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令) <input type="checkbox"/> その他				
	④心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 身体的な特性・能力 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> その他			
	⑤社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> 評価・判定 <input type="checkbox"/> 団体活動歴 <input type="checkbox"/> 意見・要望等 <input type="checkbox"/> その他			
⑥経済状況	<input type="checkbox"/> 財産・収入・支出 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他				
⑦その他	建築基準法第6条第1項の規定による確認済証				
事務開始年月日	昭和49年 4月 8日				
個人情報の 収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 (<input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他) 本人以外から収集している理由 (第7条第2項) <input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令) <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号 <input type="checkbox"/> 7号 <input type="checkbox"/> その他				
個人情報の 目的外利用・ 提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他) 目的外利用・提供をしている理由 (第9条第1項) <input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令) <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> その他				
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	電子計算機結合の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	外部委託の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備考	個人情報の保存期間 1・3・5・10年 <input type="checkbox"/> 永年・常用 その他 ()				

「給水装置工事申込みの取扱事務」の内容

- 1 給水装置の新設、改造、臨時又は撤去の工事をしようとする者は、指定給水装置工事事業者を介して水道事業管理者に申し込む。
- 2 水道事業管理者は、必要な審査をし、工事を承認する。
- 3 水道事業管理者は、市の水道メーターを貸し出す。
- 4 指定給水装置工事事業者は、工事を施行する。
- 5 水道事業管理者は、竣工検査を行う。

個人情報を取り扱う事務 変更・~~廃止~~ 届出書

平成30年 2月13日

(届出先)
野田市長

届出者 野田市水道事業管理者

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	管路台帳管理業務
届出担当課等の名称	水道部 工務課
変更・ 廃止 年月日	平成30年 4月 1日
変更・ 廃止 の理由	業務に不要と考えられる情報を整理し、「給水装置工事申込書」の申請様式から「生年月日」「家族数」の記載欄を削除することとしたため。
変更内容	・対象者の範囲を「情報収集者」から「給水装置工事申込者、水道使用者」に変更する。 ・個人情報の記録項目①から「生年月日」の項目を削除し、②から「家族状況」の項目を削除する。
備考	

個人情報を取り扱う事務開始届出書

平成22年8月3日

(届出先)

野田市長

届出者 野田市水道事業管理者

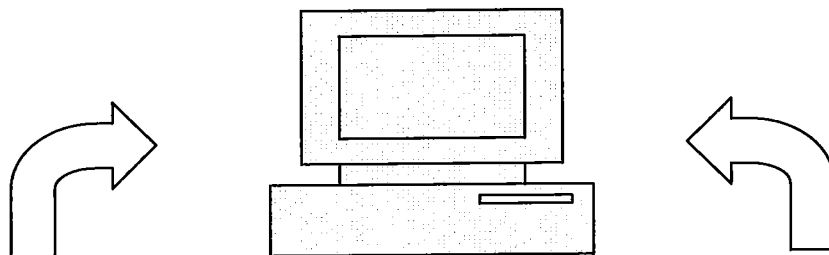
野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	管路台帳管理業務				
届出担当課等の名称	水道部 工務課				
事務の目的	管路台帳ソフトに、給水装置工事申込書の電算データ及び料金調定データの一部を入力し情報の一元化を図るため。				
対象者の範囲	給水装置工事申込者、水道使用者				
個人情報 の 記 録 項 目	①基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他			
	②家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> その他			
	③思想・信条・宗教等	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報 <input type="checkbox"/> その他			
	思想・信条・宗教等に関する個人情報を収集している理由(第7条第3項)	<input type="checkbox"/> 1号(根拠法令) <input type="checkbox"/> その他			
	④心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 身体的な特性・能力 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> その他			
	⑤社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> 評価・判定 <input type="checkbox"/> 団体活動歴 <input type="checkbox"/> 意見・要望等 <input type="checkbox"/> その他			
	⑥経済状況	<input type="checkbox"/> 財産・収入・支出 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他			
⑦その他					
事務開始年月日	平成22年 9月 1日				
個人情報の 収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(<input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他) 本人以外から収集している理由(第7条第2項) <input type="checkbox"/> 1号(根拠法令) <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号 <input type="checkbox"/> 7号 <input type="checkbox"/> その他				
個人情報の 目的外利用・ 提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他) 目的外利用・提供をしている理由(第9条第1項) <input type="checkbox"/> 1号(根拠法令) <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> その他				
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	電子計算機結合の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	外部委託の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備考	個人情報の保存期間 1・3・5・10年 <u>永年</u> ・常用 その他()				

「管路台帳管理業務」の内容

- 1 竣工図を原稿とした既存管路台帳ソフトに、配水管及び給水管を入力する。
- 2 入力をした配給水管にスキナで読み込ませた竣工図データと料金調定データを管路台帳ソフトにリンクさせる。
- 3 更新は毎年行う。
- 4 業務委託時に貸出しをした個人情報は、履行期間内にすべて返却させる。
業務全般について、野田市個人情報保護条例に基づき個人情報を適正に取り扱うこと及び個人情報の保護に関する事項を順守することを義務付けている。

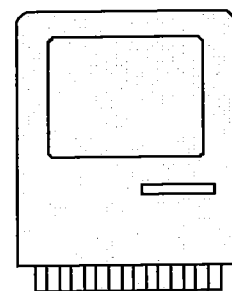
管路台帳ソフト



給水装置工事申込書、配水管竣工
図等を取り込む



料金システムよりデータベースを
取り込む（所有者、水栓番号等）



【データ入力後】

- 1 現状の点在している配給水管情報をデータベース化することにより、迅速なサービスを提供することができる。
- 2 給水情報を検索し、迅速に漏水対応を行うことができる。
- 3 各種配給水管等リストを作成できる。

第2号様式(第3条第4項)

個人情報を取り扱う事務 ~~変更~~ ~~廃止~~ 届出書

平成30年2月20日

(届出先)
野田市長

届出者 野田市長

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	国民健康保険に係る被保険者資格の管理及び保険給付に関する事務
届出担当課等の名称	市民生活部 国保年金課
変更 廃止 年月日	平成30年3月1日
変更 廃止 理由	消防長が「救急報告書事務」により収集・記録している救急搬送に関する情報のうち「救急業務記録簿」に記載された個人情報を他の実施機関である消防長から収集するため。
変更内容	●個人情報の収集先に「他の実施機関」を加え、本人以外から収集している理由に「第7号」を加える。
備考	

個人情報を取り扱う事務開始届出書

平成24年10月2日

(届出先)
野田市長

届出者 野田市長

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	国民健康保険に係る被保険者資格の管理及び保険の給付に関する事務				
届出担当課等の名称	市民生活部国保年金課				
事務の目的	上記に関する事務について、別紙に掲げる業務を行う。				
対象者の範囲	野田市国民健康保険に係る世帯主及び被保険者				
個人情報 の 記 録 項 目	①基本的事項	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他			
	②家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input checked="" type="checkbox"/> 居住状況 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> その他			
	③思想・信条・宗教等	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報 <input type="checkbox"/> その他			
	思想・信条・宗教等に関する個人情報を収集している理由 (第7条第3項)				
	<input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令) <input type="checkbox"/> その他				
	④心身の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input checked="" type="checkbox"/> 病歴 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 身体的な特性・能力 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (治療内容・出産状態・入院期間)			
	⑤社会生活	<input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> 評価・判定 <input type="checkbox"/> 団体活動歴 <input type="checkbox"/> 意見・要望等 <input type="checkbox"/> その他			
⑥経済状況	<input checked="" type="checkbox"/> 財産・収入・支出 <input checked="" type="checkbox"/> 納税状況 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (課税状況)				
⑦その他	医療費・医療機関名・預貯金口座・相談内容・他保険履歴				
事務開始年月日	昭和36年 4月 1日				
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部 <input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁 <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他) 本人以外から収集している理由 (第7条第2項) <input checked="" type="checkbox"/> 1号 (根拠法令 国民健康保険法第45条) <input checked="" type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号 <input checked="" type="checkbox"/> 7号 <input checked="" type="checkbox"/> その他				
個人情報の目的外利用・提供先	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁 <input checked="" type="checkbox"/> その他) 目的外利用・提供をしている理由 (第9条第1項) <input checked="" type="checkbox"/> 1号 (根拠法令 刑事訴訟法・会計検査院法等) <input checked="" type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input checked="" type="checkbox"/> その他				
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	電子計算機結合の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	外部委託の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備考	個人情報の保存期間 1・3・ <u>5</u> ・10年 永年・常用 その他 ()				

国民健康保険に係る被保険者資格の管理及び保険の給付に関する事務の概要

- 1 住民基本台帳の異動及び他被保険者の取得喪失に伴う被保険者の資格の異動に関すること。

(関連する事務)

国民健康保険被保険者台帳の変更、国民健康保険資格取得届・喪失届の受理、国民健康保険退職被保険者該当・非該当届の受理、学生用被保険者証交付届出受理、住所地特例被保険者証の交付申請の受理

- 2 被保険者証、資格証明書、限度額適用認定証、特定疾病療養受領証等の発行に関すること

(関連する事務)

国民健康保険被保険者台帳の変更

- 3 診療報酬明細書（レセプト）の收受・点検（医療給付突合リストによる点検を含む。）・支払・過誤調整に関すること。

(関連する事務)

資格取得・喪失確認、不当利得の確認並びに第三者の行為による傷病届の受理及び求償業務

- 4 被保険者資格に基づく保険給付（療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費（海外療養費含む）、訪問看護療養費、特別療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、出産一時金、葬祭費）に関すること。

- 5 保健事業に関すること

- 6 千葉県国民健康保険団体連合会に対する委託業務に関すること。

救急搬送に関する情報の本人以外からの収集について

1 個人情報の収集の目的

国民健康保険法第64条の規定により、保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

また、国民健康保険法施行規則第32条の6の規定により、給付事由が第三者行為によって生じたものであるときは、世帯主は、第三者行為による被害の状況等を保険者へ届け出なければならないとされている。

市民生活部国保年金課は、主としてこの世帯主からの届出を受けることにより第三者行為による給付を把握し、第三者に対して求償している。

また、市のホームページや市報などの広報手段を用いて、この届出制度の周知に努めるほか、診療報酬明細書（レセプト）の点検の際に、複数の打撲など交通事故の可能性のあるレセプトを抽出し、随時世帯主等への負傷原因の質問を実施するなど、第三者行為による給付を防ぐ努力をしているが、依然として第三者行為による給付の事実を把握しきれていないのが現状である。

こうした状況は全国的にも同様であるため、国は、保険者の財政基盤立直しに対する努力に対して支援金を給付する「保険者努力支援制度」において、今年度中に第三者行為による傷病発見の手がかりとなる救急搬送記録等の提供を受け体制を構築した保険者により高い評価を与えることとした。

野田市においても、保険者努力支援制度を十分に活用し、第三者に対する求償事務を活発化させ、もって保険財政の基盤を強化するため、消防長が「救急業務実施に関する事務」により収集・記録している救急搬送に関する情報のうち「救急業務記録簿」に記載された業務記録を収集しようとするもの。

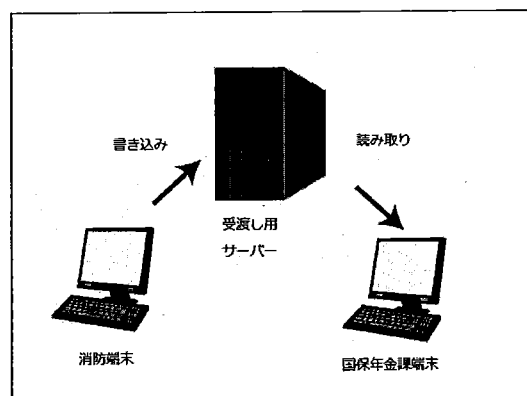
2 消防長による他の実施機関への目的外提供について公益上特に必要があると考える理由

第三者行為による給付を第三者に求償することなく放置すると、本来第三者が

負担すべき医療費等を被保険者の保険税により負担することとなり、適切な国民健康保険の運営に支障を及ぼすため。

3 方法

消防本部警防課から市民生活部国保年金課に対して、月に1度、別紙「救急業務記録簿」を提供する。提供の方法については、警防課からは書き込み専用、国保年金課からは読み取り専用の領域にデータを置き、受け渡しすることにより安全に行う。



4 利用の方法

国保年金課において、提供を受けた情報を氏名等により被保険者台帳と突合し、被保険者である者の情報のみを抽出し、医療機関や被保険者に対する質問及び届出の案内の実施に利用する。被保険者でない者の情報については、一切利用せず、抽出後すぐに廃棄する。

5 収集について本人の同意を得ない理由

第三者行為による給付を受けた被保険者本人には、上記1のとおり届出義務があることについて周知しているため。

また、上記1のとおり届出義務があるものであり、本人の同意の有無とは関係なく、個人情報を利用することが公益上特に必要であると認めるため。

個人情報を取り扱う事務 ~~変更・廃止~~ 届出書

平成30年2月20日

(届出先)
野田市長

届出者 野田市消防長

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	救急報告書
届出担当課等の名称	消防本部 警防課
変更・廃止 年月日	平成30年3月1日
変更・廃止 理由	救急業務により収集した情報のうち、第三者行為による救急搬送に関する情報を市民生活部国保年金課に提供し、「国民健康保険に係る被保険者資格の管理及び保険給付に関する事務」において利用させるため。
変更内容	●個人情報の目的外利用・提供先に「他の実施機関」を加え、目的外利用・提供をしている理由に「その他」を加える。
備考	目的外提供の目的等については、別紙個人情報目的外提供報告書のとおりです。

個人情報を取り扱う事務開始届出書

平成13年3月27日

(届出先)
野田市長

届出者 野田市消防長

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	救急報告書		
届出担当課等の名称	消防本部警防課		
事務の目的	救急業務実施状況調		
対象者の範囲	救急事故該当傷病者		
個人情報 の 記 録 項 目	①基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他	
	②家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> その他	
	③思想・信条・宗教等	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報 <input type="checkbox"/> その他	
	思想・信条・宗教等に関する個人情報を収集している理由 (第7条第3項)		
	<input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令) <input type="checkbox"/> その他		
	④心身の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input checked="" type="checkbox"/> 病歴 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 身体的な特性・能力 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> その他	
	⑤社会生活	<input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> 評価・判定 <input type="checkbox"/> 団体活動歴 <input type="checkbox"/> 意見・要望等 <input type="checkbox"/> その他	
⑥経済状況	<input type="checkbox"/> 財産・収入・支出 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他 (課税状況)		
⑦その他			
事務開始年月日	平成7年 1月 10日		
個人情報の 収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 (<input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁 <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他) 本人以外から収集している理由 (第7条第2項) <input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令) <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input checked="" type="checkbox"/> 4号 <input checked="" type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号 <input type="checkbox"/> 7号 <input type="checkbox"/> その他		
個人情報の 目的外利用・ 提供先	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他) 目的外利用・提供をしている理由 (第9条第1項) <input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令) <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input checked="" type="checkbox"/> その他		
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	電子計算機結合の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
		外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
備考	個人情報の保存期間 1・ <u>3</u> ・5・10年 永年・常用 その他 ()		

救急報告書事務の内容

- 1 傷病者の搬送その他の救急業務を行う。
- 2 救急業務の実施状況を救急業務記録簿に記録するとともに、救急報告書を作成する。
- 3 消防組織法に基づく消防庁からの照会（救急業務実施状況調）に回答する。

救急搬送に関する情報の他の実施機関に対する目的外提供について

1 個人情報の目的外提供の目的

国民健康保険法第64条の規定により、保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

また、国民健康保険法施行規則第32条の6の規定により、給付事由が第三者行為によって生じたものであるときは、世帯主は、第三者行為による被害の状況等を保険者へ届け出なければならないとされている。

市民生活部国保年金課は、主としてこの世帯主からの届出を受けることにより第三者行為による給付を把握し、第三者に対して求償している。

また、市のホームページや市報などの広報手段を用いて、この届出制度の周知に努めるほか、診療報酬明細書（レセプト）の点検の際に、複数の打撲など交通事故の可能性のあるレセプトを抽出し、随時世帯主等への負傷原因の質問を実施するなど、第三者行為による給付を防ぐ努力をしているが、依然として第三者行為による給付の事実を把握しきれないのが現状である。

こうした状況は全国的にも同様であるため、国は、保険者の財政基盤立直しに対する努力に対して支援金を給付する「保険者努力支援制度」において、今年度中に第三者行為による傷病発見の手がかりとなる救急搬送記録等の提供を受け体制を構築した保険者により高い評価を与えることとした。

野田市においても、保険者努力支援制度を十分に活用し、第三者に対する求償事務を活発化させ、もって保険財政の基盤を強化するため、「救急業務実施に関する事務」により収集・記録している救急搬送に関する情報のうち「救急業務記録簿」に記載された業務記録を他の実施機関である市民生活部国保年金課に提供しようとするもの。

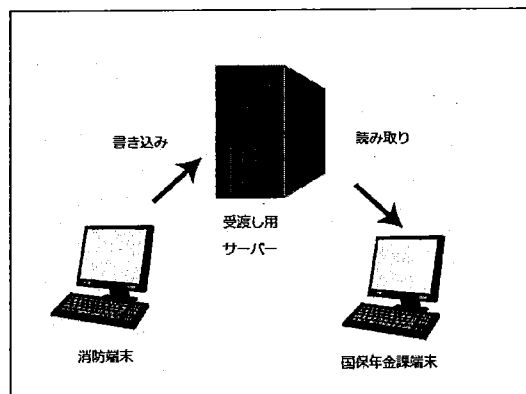
2 目的外提供について公益上特に必要があると認める理由

第三者行為による給付を第三者に求償することなく放置すると、本来第三者が

負担すべき医療費等を被保険者の保険税により負担することとなり、適切な国民健康保険の運営に支障を及ぼすため。

3 提供の方法

消防本部警防課から市民生活部国保年金課に対して、月に1度、別紙「救急業務記録簿」を提供する。提供の方法については、警防課からは書き込み専用、国保年金課からは読み取り専用の領域にデータを置き、受け渡しすることにより安全に行う。



4 利用の方法

国保年金課において、提供を受けた情報を氏名等により被保険者台帳と突合し、被保険者である者の情報のみを抽出し、医療機関や被保険者に対する質問及び届出の案内の実施に利用する。被保険者でない者の情報については、一切利用せず、抽出後すぐに廃棄する。

5. 目的外提供について本人の同意を得ない理由

第三者行為による給付を受けた被保険者本人には、上記1のとおり届出義務があることについて周知しているため。

また、上記1のとおり届出義務があるものであり、本人の同意の有無とは関係なく、個人情報を利用することが公益上特に必要であると認めるため。

パブリック・コメント手続の結果について

平成30年1月15日から2月14日までパブリック・コメント手続を実施したところ、2人の方から3件の御意見があった。

3件の御意見に対する市の対応案は、次のとおりである。

意見① ※ 案の修正を求める意見ではない。

この度の野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）及び野田市個人情報保護条例の解釈及び運用の手引（改正案）を概ね良しと考える。

条例と運用に関わる改正案は意見書の提出また審査会の傍聴を通じその都度確認してきた。関係者の努力で市民が考える個人情報の保護とは何か盛り込まれたと思う。

今後の課題として注視して行かなければならないのは第5条（市民の努力義務）である。条例として盛り込んだが、市民生活にどのように影響するか引き続き関心を深めていく必要を感じる。

「解釈及び運用の手引」は日頃の業務、市民との関わりで熟知していなければならないことで、いかに現場で理解され定着するかが最も求められることである。市は、研修や業務指導を活発化され、市民と共に齟齬のないよう運用されることを望む。

意見②の(1) ※ 意見②は、条例案に対する意見

(1) 第6条第4項

情報公開コーナーで行われている一般への閲覧に供することは従来通り必要ではないか？加えて野田市ホームページでの公表であると考える。

対応案

現行の情報公開コーナーで一般の閲覧に供する運用に加えて、野田市のホームページにおいて公表する予定であったが、条例の規定上一般の閲覧に供するという表記が漏れていたため、次のとおり修正する。

修正後	パブリック・コメント手続時点
<p>(個人情報取扱事務の届出)</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(一時的な使用であって、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事務その他規則で定める事務を除く。)を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、第1項の規定による届出に係る事項について、市民等が市の取り扱う個人情報の概要を確認することができるよう、<u>一般の閲覧に供するとともに</u>、野田市のホームページにおいて公表しなければならない。この場合において、市長は、市民等の検索に資する一覧表を添えなければならない。</p>	<p>(個人情報取扱事務の届出)</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(一時的な使用であって、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事務その他規則で定める事務を除く。)を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、第1項の規定による届出に係る事項について、市民等が市の取り扱う個人情報の概要を確認することができるよう、野田市のホームページにおいて公表しなければならない。この場合において、市長は、市民等の検索に資する一覧表を添えなければならない。</p>

意見②の(2)

(2) 第13条第2項

電子計算機処理に制限をかけることについては、その活用が当然の時代であるから不要であるが、事務を外部委託する場合等、委託先との受け渡し時、または、委託先での電子計算機からの漏えいについて一定の予防的措置（個人情報保護のための必要な措置）についてあらかじめ審査会の意見を聞くことは、そこが一番のリスクポイントであるから、慎重を期すためにも実施機関以外のものに事務を委託する場合、即ち、指定管理者のみならず全ての外部委託先等について等しく必要である。

よって、修正前の条項を残した上で、「指定管理者」を対象として明示するように改めるべき。そして、第14条で外部委託先等に義務を課すことと両輪の関係とすべき。

対応案

現在では、行政サービスの向上及び行政運営の効率化を図るために、事務を行うに当たり、電子計算機処理をすることは当たり前となっており、委託をする場合には電子計算機処理を伴う。

委託に当たっては、契約書に個人情報に関する特記事項及び情報セキュリティ特記事項を付し、個人情報の保護を図っている。

特記事項は、統一した内容としているため、内容に変更を生ずる場合には、事前に審査会の意見を聴くこととするが、委託事務の追加の場合には、審査会への報告とする。

よって、案の修正はしない。

ただし、個人情報に関する特記事項は、7ページのとおり修正したいと考えている。

改 正 案	現 行
(事務の委託等に伴う措置) 第13条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託しようとするとき又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に公の施設の管理を行わせるときは、当該個人情報を保護するための必要な措置を講じなければならない。 2 実施機関は、 <u>指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、前項の個人情報を保護するための必要な措置について、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。</u> 3 実施機関は、第1項の規定により新たに委託をしたときは、当該個人情報を保護するために講じた必要な措置について、審査会に報告するものとする。この場合において、審査会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。	(事務の委託等に伴う措置) 第13条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託しようとするとき又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に公の施設の管理を行わせるときは、当該個人情報を保護するための必要な措置を講じなければならない。 2 実施機関は、 <u>前項の個人情報を取り扱う事務のうち電子計算機処理が行われるものを新たに実施機関以外のものに委託しようとするときは、同項の個人情報を保護するための必要な措置について、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。</u> 3 実施機関は、 <u>前項の規定により審査会の意見を聴いた場合を除き</u> 、第1項の規定により新たに委託をしたときは、当該個人情報を保護するために講じた必要な措置について、審査会に報告するものとする。この場合において、審査会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

意見②の(3)

(3) 第23条第1項

フィルムを対象から除く理由はない。

「写真」にフィルムを含むとの解釈であれば問題がないが、どこにも明示がないのは問題。そうすると、対象物として「ビデオ」(動画)はどうなるのか?という問題も出てくる。

よって、対象物について「文書、図画、録音又は映像(写真、動画)」というような表現にすべきではないか?

対応案

マイクロフィルムを使用することができる機器がないため、「視聴」が含まれるマイクロフィルムの開示の方法を削除するものであって、開示の対象となる個人情報の範囲を狭めるものではない。

「図画」には、「フィルム」及び「写真」が含まれるため、このことは、手引に明記する。

録音テープやビデオテープについては、電磁的記録に含まれており、現行の野田市個人情報保護条例施行規則第10条第1項第1号に規定している。

また、条例全体を再検証したところ、「個人情報」の定義を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に合わせ、「文書、図画若しくは電磁的記録」に記載又は記録と規定すること、及び条例第43条の実施機関の職員への罰則規定の対象が「文書、図画又は電磁的記録」の職務の用以外の収集と規定されていることと、条例第23条第1項第1号に「図画」のほか「写真」と規定されていることとの整合が取れていないため、これらの整合を図るため、条例第23条第1項第1号の「文書、図画又は写真」を「文書又は図画」に修正する(改正部分の追加)。

改正案	現 行
<p>(2) <u>個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p><u>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。))で作られる記録をいう。以下同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。))により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u></p> <p><u>イ 個人識別符号が含まれるもの</u> (開示の方法等)</p> <p>第23条 個人情報の開示は、当該個人情報が記録されている次の各号に掲げる行政文書(野田市情報公開条例(平成8年野田市条例</p>	<p>(2) <u>個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。</u></p> <p>(開示の方法等)</p> <p>第23条 個人情報の開示は、当該個人情報が記録されている次の各号に掲げる行政文書(野田市情報公開条例(平成8年野田市条例</p>

第 25 号。以下「情報公開条例」という。) 第 2 条第 2 号に規定する行政文書をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

(1) 文書又は図画にあつては、当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付

(削る。)

(2) 電磁的記録にあつては、当該個人情報に係る部分の視聴、閲覧、写しの交付その他の電磁的記録の種類、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法

2~7 (略)

第 43 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 25 号。以下「情報公開条例」という。) 第 2 条第 2 号に規定する行政文書をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

(1) 文書、図画又は写真にあつては、当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付

(2) フィルムにあつては、当該個人情報に係る部分の視聴、閲覧又は写しの交付(マイクロフィルムに限る。)

(3) 電磁的記録にあつては、当該個人情報に係る部分の視聴、閲覧、写しの交付その他の電磁的記録の種類、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法

2・3 (略)

第 43 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

◎ 情報公開制度の運用の見直しに関する事項

情報公開制度の運用の見直しにおいて、行政文書の定義を「文書、図画及び電磁的記録」に改正したいと考えている。これは、行政文書の範囲を狭めるものではなく、現行は規則で定める磁気ディスク等を「電磁的記録」として条例で規定するなど、用語用字の整理の範囲である。また、指定管理業務に関する文書等が行政文書に含まれることを明記する。

・ 現行の野田市情報公開条例の行政文書の定義について

行政文書の定義は、情報公開条例第 2 条第 2 号に次のとおり規定している。

「文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他規則で定めるもの」

また、情報公開条例施行規則第 2 条においては、次のものを規則で定める行政文書としている。

「(1)磁気ディスク (2)光ディスク (3)その他これらに類する方法により情報を記録したもの」

・ 国や県の行政文書の定義について

「文書、図画及び電磁的記録」と規定されているが、その範囲は野田市と同じである。

これは、写真やフィルムは図画に含まれること、及び磁気テープや光ディスクなどは電磁的記録に含まれるためである。

野田市情報公開条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市情報公開条例 (平成8年野田市条例第25号)

改 正 案	現 行
<p>(2) 行政文書 実施機関の職員(土地開発公社にあっては、役員を含む。以下この号において同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、<u>図画及び電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に公の施設の管理を行わせる場合にあっては、指定管理者の職員が当該管理の業務上作成し、又は取得した文書、<u>図画及び電磁的記録</u>であって、当該指定管理者の職員が当該管理の業務上組織的に用いるものとして、指定管理者が保有しているものを含む。)</u>をいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供されているもの</p> <p>イ 公文書館等において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの</p>	<p>(2) 行政文書 実施機関の職員(土地開発公社にあっては、役員を含む。以下この号において同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、<u>図画、写真、フィルム、磁気テープその他規則で定めるもの</u>であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供されているもの</p> <p>イ 公文書館等において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの</p>

意見③ ※ 本人開示請求対応マニュアルに対する意見

初めて本人開示請求を行ったときに戸惑った経験からコメントすれば、そもそも開示される個人情報とは、請求対象の個人情報が記載された行政文書という形のまま開示されるということが市民が予想しているものと違っており、一定の説明が必要ではないか？

法令に詳しくない一般市民からすれば、請求対象の個人情報だけが抜き出されて開示されると考えたので、行政文書がそのまま開示され、写しも交付されたことには当初、困惑した。

条例に規定されている本人開示とは、当該個人情報が記載された行政文書そのものが開示され、該当箇所の閲覧ができ、写しを求めればそれが交付されるということを説明してあげることも必要ではないか？

対応案

本人開示請求対応マニュアルについて、市民への本人開示請求の手続の案内についての記載部分 (P. 3の2の(1)の※) に、「また、本人開示請求に対する開示は、対象となる個人情報が記録された行政文書（請求時点で保有しているもの）の閲覧や写しの交付となり、対象となる個人情報を整理して、新たな文書等を作成して提供するものではないことを説明すること。」との記載を加える修正をする。

修 正 後	パブリック・コメント手続時点
<p>2 本人に情報を提供する方法がない場合は、本人開示請求の手続を案内する。</p> <p>(1) 必要な情報は何か特定する。</p> <p>※ 市民にとって、市が保有する情報がどのようなものなのかは分かりづらい。このため、例えば、「〇〇の決定の起案文書」が必要な情報に該当するのであれば、添付書類の要否についても確認すること。</p> <p>また、本人開示請求に対する開示は、<u>対象となる個人情報が記録された行政文書（請求時点で保有しているもの）の閲覧や写しの交付となり、対象となる個人情報を整理して、新たな文書等を作成して提供するものではないことを説明すること。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>2 本人に情報を提供する方法がない場合は、本人開示請求の手続を案内する。</p> <p>(1) 必要な情報は何か特定する。</p> <p>※ 市民にとって、市が保有する情報がどのようなものなのかは分かりづらい。このため、例えば、「〇〇の決定の起案文書」が必要な情報に該当するのであれば、添付書類の要否についても確認すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

● 契約書の別記として規定している「個人情報の保護に関する特記事項」の改正案
新旧対照表

改正案の概要

改正案第4項

現行の複写等の禁止に加え、保管等の管理に関する事項を規定するもの。

改正案第5項

事故発生時等における対応の規定を整備し、公表することができる規定を加えるもの。

改正案第6項

定期報告及び緊急時報告に関する事項を規定するもの。

改正案第7項

現行の立入検査等は、電子計算機処理を伴わない委託の場合は、市民の権利に重大な侵害を及ぼすときに限定しているが、必要に応じて立入検査等を行うことができるように改めるもの。

改正案第10項及び第12項

用字用語の整理をするもの。

改正案第13項

派遣労働者等の利用時の措置及び責任を規定するもの。

改正案第15項及び第16項

現行の第10項を二つの項に分け、特記事項に定める義務を履行しない場合の契約の解除、損害の賠償に関する事項を整理するもの。

(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>発注者から個人情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部を受託した受注者は、当該契約による業務の処理に当たっては、次の事項を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならないものとする。</p> <p>なお、野田市個人情報保護条例（平成12年野田市条例第25号）の規定に違反する行為には、罰則が科せられる。</p> <p>1 秘密の保持</p> <p>(1) 受注者は、当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除され</p>	<p>発注者から個人情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部を受託した受注者は、当該契約による業務の処理に当たっては、次の事項を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならないものとする。</p> <p>なお、野田市個人情報保護条例（平成12年野田市条例第25号）の規定に違反する行為には、罰則が科せられる。</p> <p>1 秘密の保持</p> <p>(1) 受注者は、当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除され</p>

た後においても同様とする。

(2) 事務従事者への周知

受注者は、その事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項の周知を図らなければならない。

(3) 漏えい、滅失及びき損の防止

受注者は、当該契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 再委託の禁止

受注者は、当該契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の指示又は承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

3 個人情報の目的外利用・提供の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、当該契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

4 個人情報の管理

受注者は、当該契約において利用する個人情報を保持している間は、次に定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室の管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

(2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

(3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

(4) 事前に発注者の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。

(5) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。

(6) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録さ

た後においても同様とする。

(2) 事務従事者への周知

受注者は、その事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項の周知を図らなければならない。

(3) 漏えい、滅失及びき損の防止

受注者は、当該契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 再委託の禁止

受注者は、当該契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の指示又は承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

3 個人情報の目的外利用・提供の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、当該契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

4 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、当該契約による事務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

れたデータの正確性について、定期的に点検すること。

(7) 個人情報管理のための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

(8) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(9) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の使用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

(10) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

5 事故発生時等の対応

受注者は、当該契約に関し個人情報の漏えい等の事故（野田市個人情報保護条例違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

発注者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

6 定期報告及び緊急時報告

受注者は、発注者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

7 立入検査等に関する事項

発注者は、当該契約に係る個人情報の取扱いについて、当該契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

発注者は、上記の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は当該契約業務の処理に関して必要な指示をする

5 事故発生時における報告

受注者は、当該個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

6 立入検査等に関する事項

発注者は、受注者が個人情報の取扱いについて市民の権利に重大な侵害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、その事実を明らかにするために必要な限度において、受注者に対し、説明又は資料の提出を求め、その職員をして受注者の事業所に立ち入らせ、文書その他の資料を検査・調査させ、若しくは関係者に質問（以

ことができる。

8 資料等の返還等

受注者は、当該契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すとともに、すべての個人情報記録された資料等を返還したことの確約書を提出するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

9 電子情報の授受及び搬送

受注者は、個人情報記録された記録媒体を発注者との間で授受する場合は、手渡しで行わなければならない。

受注者は、発注者から貸与され、又は作成した個人情報記録された記録媒体を搬送する場合は、盗難を防止する対策を講じなければならない。

受注者は、当該記録媒体を硬質のケースに入れる等、記録媒体を物理的に保護するための対策を講じなければならない。

10 受注者における電子情報の保管及び廃棄

受注者は、発注者から貸与され、又は作成した個人情報記録された記録媒体を、適切に管理しなければならない。

受注者は、個人情報記録された記録媒体を廃棄する場合は、当該媒体に記録された情報資産をいかなる方法によっても復元できないよう破壊又は消去する等、情報漏えいのないよう処理するとともに、処理日時、担当者及び処理内容を発注者に報告しなければならない。

受注者は、端末機等の情報機器を貸借期間終了及び保守等により交換又は廃棄する場合は、当該機器のハードディスク等に記録された個人情報をいかなる方法によっても復元できないよう破壊又は消去する等、

下「立入検査等」という。) させることができるものとする。

(電子計算機処理による委託の場合)

発注者は、受注者に個人情報を取り扱う事務のうち電子計算機処理が行われるものを委託するときは、定期的に又は必要に応じて臨時に、受注者に対し、立入検査等を行うことができるものとする。

受注者は、発注者の指示に従い、立入検査等に協力しなければならない。

7 資料等の返還等

受注者は、当該契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すとともに、すべての個人情報記録された資料等を返還したことの確約書を提出するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

8 電子情報の授受及び搬送

受注者は、個人情報記録された記録媒体を発注者との間で授受する場合は、手渡しで行わなければならない。

受注者は、発注者から貸与され、又は作成した個人情報記録された記録媒体を搬送する場合は、盗難を防止する対策を講じなければならない。

受注者は、当該記録媒体を硬質のケースに入れる等、記録媒体を物理的に保護するための対策を講じなければならない。

9 事業者における電子情報の保管及び廃棄

受注者は、発注者から貸与され、又は作成した個人情報記録された記録媒体を、適切に管理しなければならない。

受注者は、個人情報記録された記録媒体を廃棄する場合は、当該媒体に記録された情報資産をいかなる方法によっても復元できないよう破壊又は消去する等、情報漏えいのないよう処理するとともに、処理日時、担当者及び処理内容を発注者に報告しなければならない。

受注者は、端末機等の情報機器を貸借期間終了及び保守等により交換又は廃棄する場合は、当該機器のハードディスク等に記録された個人情報をいかなる方法によっても復元できないよう破壊又は消去する等、情報漏えいのないよう処理するとともに、

情報漏えいのないよう処理するとともに、
処理日時、担当者及び処理内容を発注者に
報告しなければならない。

1.1 個人情報保護マニュアルの遵守

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、取り扱う個人情報の取得、利用又は提供の方法などを定めた、個人情報保護に関するマニュアル（以下「個人情報保護マニュアル」という。）を遵守しなければならない。

1.2 従業者に対する教育の実施

受注者は、個人情報保護マニュアルに基づき従業者（派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者を含む。）に対して個人情報に関する教育を実施し、個人情報の保護に努めなければならない。

1.3 派遣労働者等の利用時の措置

受注者は、当該契約業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

1.4 個人情報の責任者及び取扱者

受注者は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失、不正利用又はき損の防止その他の個人情報を安全に管理するため、個人情報を取り扱うことができる者（以下「取扱者」という。）を制限し、さらに取扱者を監督する責任者を選任しなければならない。

1.5 契約解除

発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する契約の全部又は一部を解除することができる。

受注者は、上記の規定による契約の解除

処理日時、担当者及び処理内容を発注者に報告しなければならない。

1.0 契約解除の権利及び損害賠償の義務に関する事項

発注者は、受注者が正当な理由なくこの契約を履行しないときは、既に支払った契約金額の一部又は全部を請求し、この契約を解除することができる。

受注者は、その責に帰する理由により、委託業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

1.1 個人情報保護マニュアルの遵守

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、取り扱う個人情報の取得、利用又は提供の方法などを定めた、個人情報保護に関するマニュアル（以下「個人情報保護マニュアル」という。）を遵守しなければならない。

1.2 従業者に対する教育の実施

受注者は、個人情報保護マニュアルに基づき従業者（派遣社員、アルバイト・パート社員を含む。）に対して個人情報に関する教育を実施し、個人情報の保護に努めなければならない。

1.3 個人情報の責任者及び取扱者

受注者は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失、不正利用又はき損の防止その他の個人情報を安全に管理するため、個人情報を取り扱うことができる者（以下「取扱者」という。）を制限し、さらに取扱者を監督する責任者を選任しなければならない。

により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

1.6 損害賠償

受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

《参考》

情報セキュリティ特記事項

1 基本事項

この契約又は協定等（以下「契約等」という。）により、野田市（以下「発注者」という。）から業務の委託又は指定管理者の指定等を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約等による業務を行うに当たり、野田市個人情報保護条例（平成12年野田市条例第25号）及び別記個人情報の保護に関する事項により個人情報を適正に取り扱うとともに、情報資産の取扱いに際し、情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざん等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

2 定義

この情報セキュリティ特記事項において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を確保し、維持することをいう。
- (2) 行政情報 この契約等による業務を行うに当たり、発注者から提供された情報及び新たに作成又は取得した情報（野田市個人情報保護条例第2条第2号に規定する個人情報を含む。）をいう。
- (3) 情報システム この契約等による業務を行うに当たり、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体等で構成され、これらの一部又は全体で業務処理を行う仕組みをいう。
- (4) 記録媒体 行政情報の記録及び管理に使用される磁気ディスク、磁気テープ、光ディスク等をいう。
- (5) 情報資産 行政情報及び情報システムをいう。

3 野田市情報セキュリティポリシー等の遵守

受注者は、この契約等による業務に係る情報資産の取扱いについては、野田市情報セキュリティポリシーに加え、この情報セキュリティ特記事項及び仕様書等において定められている情報セキュリティに関する事項を遵守するものとする。

4 組織体制

受注者は、この契約等による業務に係る情報セキュリティに関する組織的な体制として、次に掲げる事項について書面により明らかにしなければならない。また、内容に変更がある場合、受注者は速やかに書面により発注者へ連絡しなければならない。

- (1) 情報セキュリティに係る責任体制
 - (2) 情報資産の取扱部署及び担当者
 - (3) 通常時及び緊急時の連絡体制
- 5 秘密の保持
- (1) 受注者は、この契約等による業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務以外の目的で使用してはならない。
 - (2) 受注者は、この契約等による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約等による業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務以外の目的で使用してはならないこと及びその他情報資産の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
 - (3) 前2項の規定は、この契約等が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 6 業務目的以外の利用等の禁止
- 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約等による業務に係る情報資産を当該業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- 7 複写及び複製の禁止
- 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約等による業務に係る情報資産を複写し、又は複製してはならない。
- 8 情報資産の受渡し
- この契約等による業務に係る情報資産の提供、返却又は廃棄については、受渡票等で確認し行うものとする。
- 9 厳重な保管及び搬送
- 受注者は、この契約等による業務に係る情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等を防止するため、情報資産の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。
- 10 再委託の禁止
- (1) 受注者は、発注者の書面による承諾があるときを除き、この契約等による情報資産の取扱いを自ら行うものとし、その取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
 - (2) 受注者は、発注者の承諾を得て情報資産の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、当該委託先又は請負先に、この情報セキュリティ特記事項で要求する事項を遵守させなければならない。
- 11 事故発生時の報告義務
- 受注者は、この契約等による業務に係る情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約等が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 12 調査等の実施
- (1) 発注者は、この契約等による業務に係る受注者の情報セキュリティの運用状況に関し定期的に報告を求め、必要に応じて業務履行場所への立入調査及び監査(以下「調査等」という。)を行うことができるものとする。
 - (2) 受注者は、発注者から業務履行場所への調査等の申入れがあったときは、特段の理由が認められる場合を除き、協力しなければならない。

(3) 発注者は、第1項による業務履行場所への調査等による確認の結果、受注者による情報セキュリティの運用状況に瑕疵を認めるときは、期限を定めて改善を勧告するものとする。

(4) 受注者は、前項による改善勧告を受けたときは、この改善勧告に速やかに応じなければならない。

1.3 情報資産の返還又は処分

受注者は、この契約等が終了し、又は解除されたときは、この契約等による業務に係る情報資産を、速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

1.4 特記事項に違反した場合の契約等解除及び損害賠償

発注者は、受注者がこの情報セキュリティ特記事項に違反していると認めるときは、契約等の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

1.5 違反事実等の公表

受注者が、この情報セキュリティ特記事項に違反し、契約等を解除された場合や情報セキュリティインシデントが発生した場合、発注者は、受注者の名称及び事実内容等を公表することができる。

1.6 実施責任

受注者は、受注者内における情報資産の情報セキュリティ対策を明確にし、発注者が求めた際には速やかに報告しなければならない。

1.7 従事者に対する教育の実施

受注者は、情報資産を取り扱う業務の従事者に対し、情報セキュリティに関する教育を実施し、情報セキュリティの確保に努めなければならない。

1.8 その他

受注者は、1から17までに定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

平成29年度答申第10号

平成30年2月27日

野田市長 鈴木 有 様

野田市情報公開・個人情報保護審議会

会長 須賀 昭 衛



個人情報保護制度の運用の見直しについて（答申）

平成28年8月31日付け野総総第49号による個人情報保護制度の運用の見直しについての諮問について、次のとおり答申します。

野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）及び野田市個人情報保護条例の解釈及び運用の手引（改正案）は、妥当であると認める。